

6 維持管理

6.1 管理区分

給水装置の管理は、使用者が行うものとする。

6.2 維持管理

1. 給水装置の維持管理の適否は、供給水の保全に重大な影響を与えるので水が汚染し、漏れないよう随時又は定期的に点検を行うなど、的確な維持管理を行うこと。
2. 給水装置に異常があると認めたときは、直ちに必要な処置を講じること。
3. 直結増圧給水方式による給水装置の維持管理は、次のとおりとする。
 - (1) 増圧給水装置及び逆流防止装置は、年1回必ず点検整備すること。
 - (2) ポンプ故障時に備え、外部警報盤を管理人室等に設置するとともに、管理業者と維持管理契約を結ぶなどし、緊急時の対応をはかること。また、連絡先を記入した標示板をポンプ室及び管理人室等に設置し、使用者にも十分周知できるようにすること。
4. 貯水槽以下の装置の維持管理については、所有者又は使用者の責任であることを徹底すること。
 - (1) 水槽の掃除
 - ① 貯水槽、高架水槽の清掃を少なくとも年1回定期的に行うこと。
 - ② 貯水槽の清掃は、所有者自ら行えない場合には、ビル管理法に基づく都道府県知事の登録を受けた貯水槽清掃業者に依頼して行うこと。
 - (2) 貯水槽以下の装置の点検
ボールタップの故障、給水管の破損、警報装置の故障等を早期に発見し、漏水、水の汚染を防止すること。
 - (3) 水質の管理
給水栓から出る水の色、濁り、臭い、味等に異常を認めたときは、水質の検査を行うこと。
 - (4) 給水の停止
水が人の健康を害するおそれがある場合は、直ちに給水を停止し、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置をとること。